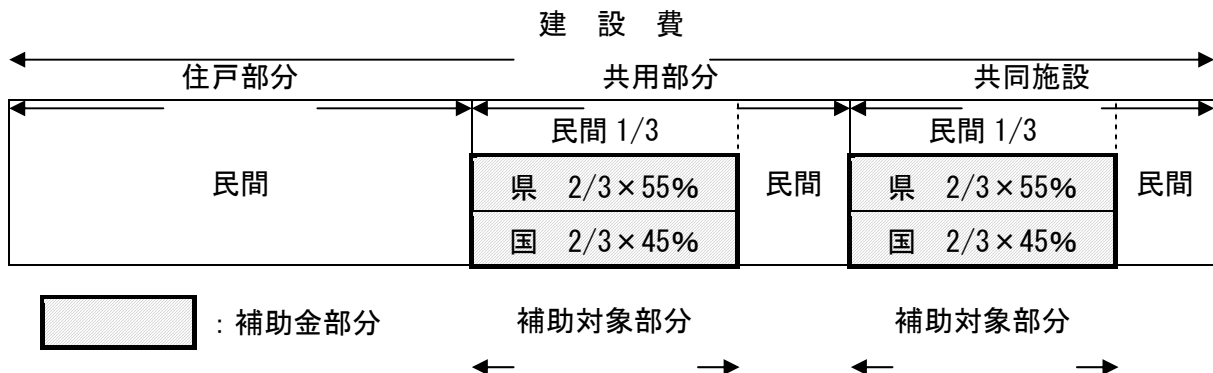


## 静岡県借上型公営住宅の建設費（共用部分及び共同施設）に対する補助金

県は、借上型公営住宅及びその共同施設の建設を行う民間事業者に対し、共用部分及び共同施設の建設費の一部を補助します。



### ○補助対象となる借上型公営住宅の共用部分及び共同施設

#### 1 共用部分

- ① 廊下、階段、エレベーター及びエレベーターホール
- ② 特殊基礎工事
- ③ 機械室（電気室を含む。）
- ④ 避難設備
- ⑤ 消火設備及び警報設備
- ⑥ 監視装置
- ⑦ 避雷設備
- ⑧ 電波障害防除設備

#### 2 共同施設

- ① 児童遊園
- ② 広場
- ③ 緑地
- ④ 通路
- ⑤ 管理事務所（管理室を含む。）
- ⑥ 立体的遊歩道及び人工地盤施設
- ⑦ 集会所
- ⑧ 高齢者生活相談所

#### 3 高齢者向け又は障害者向け設備の設置等

- ① 警報装置
- ② 高齢者又は障害者のための特別な設計の実施及び特別な設備の設置

#### 4 補助金の額

上記の補助対象部分整備費の合計の 2/3 以内で、予算の範囲内かつ概ね建設費の 10% を上限とする。